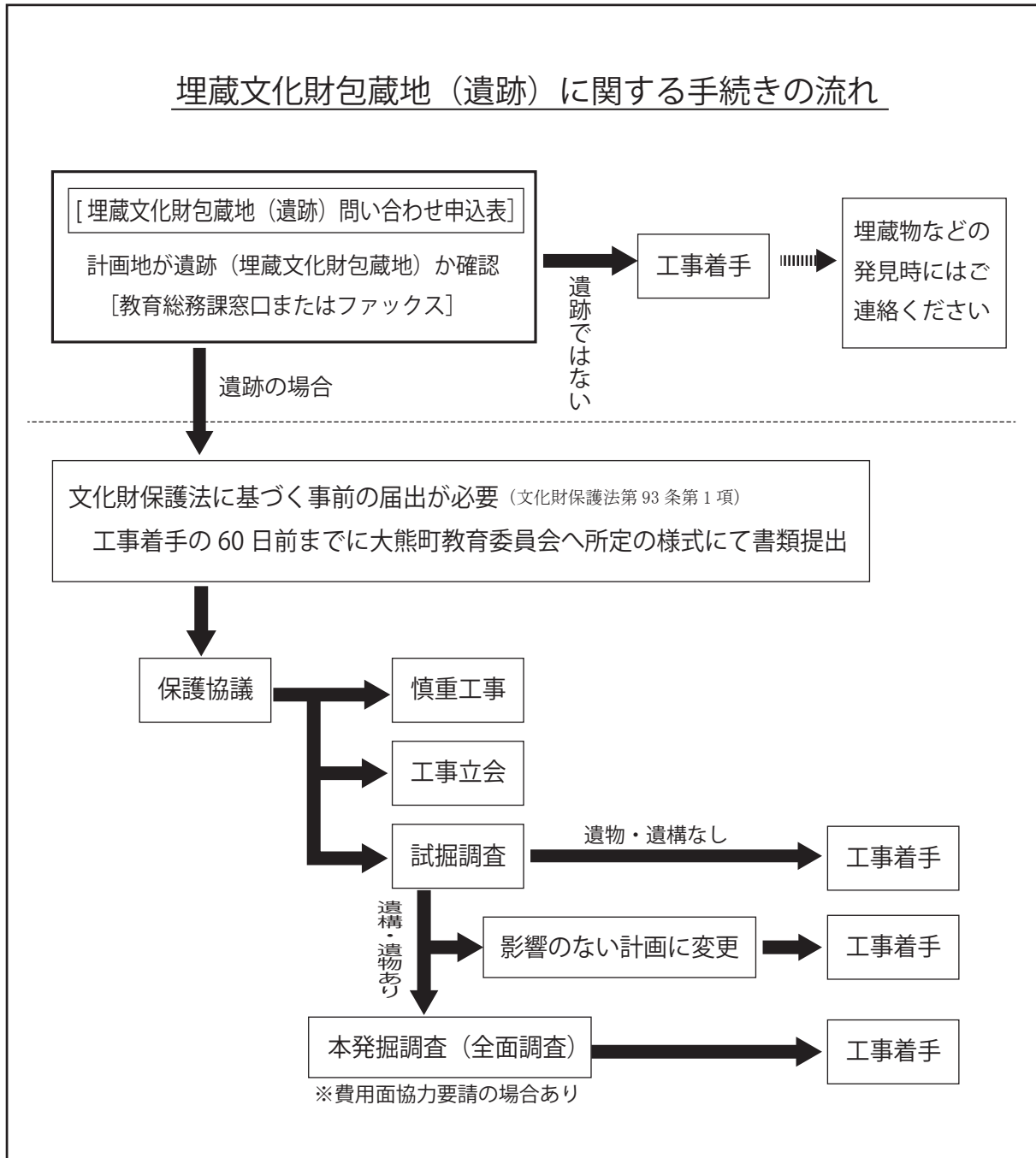


## 埋蔵文化財包蔵地（遺跡）に関する手続きの流れ



- ・届出など詳しい内容については教育委員会教育総務課にご連絡ください。
- ・遺跡調査が必要になると、期間や費用の面でご協力をいただく場合もありますので、なるべく早めのご連絡をお願いします。
- ・遺跡の範囲内でなくとも、工事中に遺物や遺構が発見される場合もあります。その際は「発見届」を提出していただくこととなりますので、ご連絡をお願いします。
- ・町民一人一人のお力添えがないと文化財の保護はかないません。皆さまのご理解とご協力をお願いします。